

平成 26 年 3 月 20 日
東京二十三区清掃一部事務組合

大島町の災害廃棄物の受入れについて

平成 25 年 10 月の台風 26 号に伴い発生した大島町の災害廃棄物について、同年 12 月 16 日に特別区長会、大島町及び東京都が締結した「大島町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」に基づき、下記のとおり当組合で受入処理を行います。

記

1 受入処理の概要

- (1) 対象廃棄物 選別破碎処理された可燃性廃棄物（木くず等）で、当組合の受入基準に適合するもの
- (2) 処理期間 平成 26 年 1 月から同年 12 月まで
- (3) 処理見込量 7,400 トン

2 平成 26 年 4 月から 6 月までの受入れ

- (1) 大島町からの搬出量
1 日あたり約 32 トン
ただし、大島町の搬出状況等により、変更する場合があります。
- (2) 受入期間及び受入先

初回受入期間	受入先の 清掃工場	受入量 (トン/日)
4月 1日 (火) ~ 4月 5日 (土)	港	32
4月 7日 (月) ~ 4月 19日 (土)		22
4月 7日 (月) ~ 4月 19日 (土)	墨田	10
4月 21日 (月) ~ 5月 3日 (土)	新江東	32
初回受入以降、6月 30日 (月) まで	上記 3 清掃工場及びすでに受入れを行った中央、有明、品川、江戸川の 4 清掃工場で、1 日あたり約 32 トンを割り振る。	

※災害廃棄物の受入れは、原則、月曜日から土曜日までです。

ただし、祝日の受入れはありません。

※大島町の搬出状況、交通事情及び清掃工場の稼働状況等によって、上記の受入期間、清掃工場及び受入量を変更する場合があります。

(3) 受入実績

毎月の受入実績は、翌月 10 日を目途に当組合のホームページに掲載します。

3 平成 26 年 7 月以降の受入れ

平成 26 年 7 月以降の受入れについては、6 月中に当組合のホームページに掲載します。

(問合せ先)

施設管理部 管理課

電話 03-6238-0704